

土岐市アフターコロナ・チャレンジ
事業者応援補助金
について

土岐市市地域振興部産業振興課

〒509-5102

土岐市土岐津町土岐口2101番地

TEL(0572)54-1111 内線 321・322 FAX(0572)55-7763

◆土岐市アフターコロナ・チャレンジ事業者応援補助金の概要

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている小規模事業者が、アフターコロナ・チャレンジ事業者応援補助金（岐阜県小規模事業者持続化補助金）〈サービス産業・製造業その他産業〉（以下「県補助金」という。）の交付を受けた場合に、事業者負担分の一部を補助する制度です。の交付決定を受けた事業を実施するものとする。

◆補助対象者

以下の条件を全て満たすこと

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する者（小規模事業者）
- (2) 市内で現に事業活動を行っている者
- (3) 土岐市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成22年土岐市告示第114号）第3条各号のいずれにも該当しない者
- (4) 市税を滞納していない者（新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、市税の徴収等が猶予されている場合を除く）

※本補助金の対象経費について、他の市町村から同種の助成は受けている場合は、対象となりません。

◆補助対象経費

県補助金の補助対象経費から、交付を受けるべき補助金の額を差し引いた額が対象です。

◆補助額

補助対象経費の1/2以下の額 ※千円未満切捨て
ただし、25万円を限度とし、申請は1回限りとします。

◆提出書類

- (1) 土岐市アフターコロナ・チャレンジ事業者応援補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- (2) 県補助金の交付額確定通知書の写し
- (3) 県へ提出した実績報告書の写し
- (4) 市税の完納を証明する書類
※確認・誓約事項を承諾する場合は不要です。
- (5) その他市長が必要と認める書類

◆申請期限

令和4年2月28日（月・必着）

◆申請方法

提出書類を全てご用意の上、土岐市役所産業振興課商工係まで郵送してください。

※窓口での「密集」「密接」を防ぐため、郵送による申請を原則とします。

(宛先) 〒509-5192 (住所不要)

土岐市役所産業振興課商工係 行